

魚沼民商だより

2021年 5月 17日

第2250号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025 (792) 3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

法人・上限20万円 個人・上限10万円 国「月次支援金」の給付 金申請を発表しました！



国の一時支援金申請期限が5月31日迄と迫つてきているなか、4月30日、経済産業省は、「2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」により、売上が50%減少した自営業者の皆さんには、「月次支援金」の給付金申請が6月頃から始める」と発表致しました。

今度は4月分から月次単位で法人は上限で20万円、個人は上限で10万円の給付額となっています。

この間の「一時支援金」の申請手続きについて、この申請対象者と見なされている魚沼地方の旅行関連事業者の皆さんにとって散々な目に遭つてきました。「事前確認を行う登録確認機関の確保と不誠実な対応」、「給付申請のフォーマット（計算式）の矛盾と思考停止と思われる特例措置の内容」等、持続化給付金の制度設計よりもるかに後退したものとなっています。大変な人ほど、支給されない制度は遭つてならないものです。

そこで皆さんに訴えます。来る総選挙では私たちの願いが届く政権交代の選挙と位置付けて菅政権に厳しい審判をくだそうではありませんか。

さて、これから「月次支援金」制度が実施されようとしている以上、制度に欠陥があれば、私たち自営業者が声をあげ続けながら改善を勝ち取り、がむしゃらに生き抜く力を身に付けて行かなくてはなりません。そのためにも民商を大きくすることが要求実現の最大の保証となります。

消費税インボイス制度の実施中止求めましょう！



今あらゆる支援制度を活用するため、民商の仲間たちが中心となつて開いている支部主催の申請相談セミナー等に多くの参加者を募り、知り合いの仲間にも民商の話しを広げ誘い合うことが必要です。

大和支部・パソコン記帳教室が再開されました！

5月10日の昼間、大崎農業会館にて金井さん（化粧品販売）が代表を務める「パソコン教室」が再開されました。当日は3人が集い、久々のパソコン入力作業だったこともあり、こんな遣り取りがありました。

作業している皆さんに、金井さんは、「請求書・領収書を見ながらのパソコン入力って大変じゃない」と言いながら、ご自分の帳簿（日計表）を見てくれました。その帳簿は一枚の紙面にその日その日の動きが几帳面に記載されています。入力作業はその帳簿と預金通帳を見て行っていることがあります。

私たち民商は、みんなで集まって話し合い、励まし合ながら商売と権利を守つきました。

今、「このコロナ禍なの状況下でインボイス制度を実施することは許さない」と、まずは支部を中心を集めりや会員訪問の行動が始まろうとしています。

参加者のみなさん、「これは大変、参考になる」と喜んでいました。次回は6月14日です。



5月7日、大和支部役員会では「事業者・フリーランスのみなさん廃止させましょう！消費税『インボイス制度』（リーフ）の読み合わせを行い、支部主催で6月15日の昼間と夜間の2回開催で学習会を開かれました。

5月10日、六日町支部役員会でも同様に同リーフの読み合わせを行い、4月23日の業者訪問データの経験を生かし、5月23日に会員訪問を精力的に取り組むことが話し合われました。

これから、11日では小出広神合同支部役員会にて、12日に小千谷川口合同班長会にて、このことが話し合われていきます。

5月は民商の年度末です
会費は月内集金完納を
宜しくお願ひ致します